

香川県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第16号

香川県公報発行規則の一部を改正する規則

香川県公報発行規則（昭和36年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(発行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 休日条例第1条第1項第3号に掲げる日<u>及び次条第1項に規定する掲載事項がない日</u>には、定期の発行は行わない。</p> <p>4 略</p>	<p>(発行)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 休日条例第1条第1項第3号に掲げる日には、定期の発行は行わない。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。